

# 第34回 定時総会議案書

## 日時

2020年4月12日(日曜日)

午後1時30分から4時頃まで

## 場所

佐倉市立山王小学校 体育館

※各自スリッパをご持参ください

さくら山王自治会

※この議案書を持参してご参加ください



## 目次

### <議案>

|       |                         |               |       |    |
|-------|-------------------------|---------------|-------|----|
| 第1号議案 | 2019年度                  | 活動報告          | _____ | 1  |
| 第2号議案 | 2019年度                  | 会計報告          | _____ | 6  |
| 第3号議案 | 2020年度                  | 活動計画(案)       | _____ | 8  |
| 第4号議案 | 自治会組織変更                 | _____         |       | 10 |
| 第5号議案 | 自治会規約の現状に合わせた変更・読みやすさ改善 | _____         |       | 10 |
| 第6号議案 | 2020年度                  | 予算(案)         | _____ | 23 |
| 第7号議案 | 2020年度                  | 班長(信任)、役員(選任) | ____  | 24 |

### <資料>

- 2020年度 役員会・班長会の開催予定
- 集会所改修工事についての報告
- 災害対策本部立ち上げについての報告
- 集会所情報インフラの整備について

## 1号議案 2019年度活動報告

| 会長/副会長 |  |
|--------|--|
| 活動方針   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「山王の自治会員の皆さんが安心して末永く住み続けられる街づくり」を目指す</li> <li>● 「集会所の改修計画」に基づく改修工事の実行</li> <li>● 「集会所」の防災本部としての環境整備</li> </ul>  |
| 活動報告   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 佐倉市役所との連携した諸活動（自治人権課、危機管理室、公園緑地課、道路維持課、秘書課）</li> <li>● 公共機関との連携した諸活動（佐倉警察署、消防署）</li> <li>● 関係団体との連携と交流活動（社会福祉協議会、愛光、千葉敬愛短大、根郷中学校、山王小学校、佐倉消防署4分団、山王小まち協、他自治体、他）</li> <li>● 「集会所改修工事」の進捗管理と課題解消対応</li> <li>● 自治会活動の課題整理とその進捗管理の実施</li> <li>● 山王夏祭りの実施（集会所改修中開催の対応）</li> <li>● 台風19号災害対策本部の立上げと運営</li> <li>● 自主防災組織の会議および運営に参画</li> <li>● 集会所改修後のルールブック見直し検討</li> <li>● 防犯防災部を防犯部、防災部への分割検討<br/>※具体的な行動については会長の「行動記録」として毎月ホームページに掲載</li> </ul> |
| 検討課題   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治会員の高齢化・核家族化に伴う生活環境の改善（買い物・通院の交通手段等）</li> <li>● 会員同士の交流と地域諸団体との協力協同（新しい集会所の積極的な活用等）</li> <li>● 集会所での防災本部の立上げとその運営</li> <li>● 自治会活動の継続的・安定的運営</li> <li>● ホームページの充実と活用</li> </ul>  |

| 防犯防災部 |   |
|-------|---|
| 活動方針  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後とも、より一層安心して住める街にするよう啓蒙活動に取り組む</li> <li>● 今後、起こるかも知れない災害に対して対応できるよう住民の意識を高める</li> </ul>   |
| 活動報告  | <p>【防犯関係】</p> <p>&lt;関係団体対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 佐倉市役所・佐倉警察署・佐倉消防署・佐倉消防署第4分団35部・山王小・根郷中への挨拶</li> <li>● さくら防犯パトロールネットワーク</li> </ul> <p>① 地域防犯情報連絡会</p> <p>② 研修会・講習会への参加</p> <p>③ 定期総会・出陣式へ参加</p> <p>④ 防犯指導員研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 山王小学校スクールガード連絡会議<br/>スクールガード連絡会議（春・秋）へ参加</li> </ul> <p>&lt;パトロール&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 山防会と合同の定期防犯パトロールの実施</li> </ul> <p>① 毎月第1・3火曜日（昼間15-16時）</p> <p>② 毎月第2・4水曜日（夜間20-21時）<br/>同時に街路灯・防犯カメラ稼働状況確認・ゴミ拾いを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 佐倉警察署との合同パトロール実施</li> </ul> <p>① 毎月1回/山防会と合同で実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 移動交番の開設立会（毎月1回）<br/>&lt;自治会会員向け啓蒙活動&gt;</li> <li>● 佐倉警察署からの犯罪発生状況、不審者情報を回覧</li> <li>● 山王地区で発生した犯罪の内容と対策を回覧</li> </ul> |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>&lt;山王地区防犯対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 防犯のぼり旗の確認・交換</li> <li>● 『防犯カメラ設置地域』のぼり旗の新規作成と設置【防災・自主防災活動関連】</li> </ul> <p>&lt;自主防災体制整備・強化の為に活動&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2019 自主防災活動計画の推進</li> <li>● 防災委員会・自主防災会議ワークショップ定例開催（毎月）</li> </ul> <p>&lt;台風 19 号災害対策本部の立ち上げ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 総務と連携し台風被害によるアンケート実施</li> <li>● 住民（会員・非会員）、要支援者への対応検討／実施</li> <li>● 倒木除去作業の実施</li> <li>● LINE の活用（台風被害状況報告）※豪雨時にも活用</li> <li>● 山王地区内災害パトロール中のトランシーバー活用</li> </ul> <p>&lt;山王地区向け防災意識向上・広報活動&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災委員会による「防災ニュース」の毎月定例発行</li> <li>● 自治会ホームページへの災害関係情報掲出</li> <li>● 各種防災訓練等の開催・実施</li> </ul> <p>① 「(新役員対象) 自主防災訓練～机上シミュレーション訓練」実施（5/19）</p> <p>② 「安否確認、体験型の防災訓練」（9/28）</p> |
| 検討課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● パトロール人材確保（防犯関係）</li> <li>● 本部としての防災組織の確立（防災関係）</li> <li>● 自主防災装備品購入検討（防災関係）</li> <li>● 行政との連携方法確立（防災関係）</li> </ul>  |

| 行事部  |  |
|------|--|
| 活動方針 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治会員および居住者が親睦を深める機会を提供する</li> <li>● 夏祭りの企画、運営を主な目的とする。</li> </ul>   |
| 活動報告 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● さくら山王夏祭りを山王小学校正門前広場にて実施（7/20）</li> </ul> <p>&lt;協力団体&gt;</p> <p>山王小学校、敬愛短大、愛光、佐倉第4分団35部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 夏祭り実施内容</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 子供神輿巡行（愛光～高田公園～山王小学校）</li> <li>② 参加人数：約 300 名</li> <li>③ 各種イベントの実施</li> <li>④ プチ同窓会を去年に続き実施</li> <li>⑤ 抽選会の実施</li> <li>⑥ 模擬店の運営</li> <li>⑦ 飲料（ビール、ジュース）の引換え</li> <li>⑧ 班長懇親会兼夏祭り反省会の実施（11/16）</li> </ol> |
| 検討課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 夏祭りの開催（毎年7月の第4土曜日実施予定）</li> <li>● 夏祭り以降は各部を支援する</li> <li>● 例年通り敬愛短期大学、愛光、山王小学校から行事の参加依頼があれば協力する</li> </ul>  |

| 福祉部  |  |
|------|--|
| 活動方針 | 住民の福祉に関する行事への協賛および参加・支援活動  |
| 活動報告 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本赤十字社費納入 20万円</li> <li>● 佐倉市社会福祉協議会会費納入 20万円</li> <li>● 社会を明るくする運動「愛の一円募金」に協力し、「社会を明るくする運動」佐倉市推進委員会へ募金(21,992円)</li> <li>● 「赤い羽根共同募金」に協力し、千葉県共同募金会佐倉市支会へ募金(200,230円)</li> <li>● 「歳末たすけあい募金」に協力し、千葉県共同募金会佐倉市支会へ募金(51,863円)</li> <li>● 健康講話「心と体の健康」開催(1/25)</li> <li>● 買い物支援・住民交流会の開催(2/25)</li> <li>● パン販売の試行(毎週火曜日)</li> </ul> |
| 検討課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康講話などの福祉イベント開催</li> <li>● 愛光との連携による地域カフェの推進</li> <li>● 買い物支援や「ちょこっとサービス」利用等の検討</li> </ul>  |

| 施設部  |  |
|------|--|
| 活動方針 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 集会所使用の管理、コピー機・印刷機使用の管理</li> <li>● 集会所改修工事対応と什器備品の対応</li> <li>● 街路灯の所有区分と街路灯の明るさ確保を行う</li> </ul>   |
| 活動報告 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 集会所使用届受付・管理、備付使用予定表・使用実績表を担当者が管理・更新し、集会所使用料金を班長会開催日に集会所にて徴収(毎月)集会所改修中は中止</li> <li>● 集会所内の掃除当番を班長会にて実施依頼・実施状況の管理、清掃用具および消耗品等の随時補充</li> <li>● 集会所の鍵管理は保管管理者リストを掲示し実施(4月)</li> </ul> |

|      |  |
|------|--|
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 集会所改修工事に伴い、コピー機・印刷機移動設置時に立会い使用方法等を掲示(4月・9月)</li> <li>● コピー機・印刷機カウンターで使用枚数をチェック、使用団体への課金・徴収業務(毎月)改修中は中止</li> <li>● コピーカード発行業務</li> <li>● 集会所什器・備品の選定と調達</li> <li>● 集会所使用団体に対して、集会所使用の説明・対応</li> <li>● 街路灯に至近の街路樹強剪定を実施(6月)</li> <li>● 集会所タスクチームとして改修に関する意見調整</li> <li>● 集会所内の掲示物管理・使用ルールの見直しを行う</li> <li>● 事務員設置についての提案・検討</li> <li>● 山王集会所使用団体届(次年度分)を回収(3月)</li> </ul> |
| 検討課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 集会所の利便性向上を図る具体的な施策の検討(事務員常駐を含めた運用面全体で効果的な検討を行う必要がある)平成30年度からの引継ぎ</li> <li>● 集会所を住民の多くの方が利用できるように、それに伴う備品等について検討</li> </ul>  |

| 環境部  |  |
|------|--|
| 活動方針 | きれいな街、良好な住環境を維持し保全して行くための活動  |
| 活動報告 | <p><u>公園等清掃</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 全戸一斉清掃の実施(6/2、10/6、12/1)</li> <li>● 側溝清掃の実施(6/2の全戸一斉清掃時に併せて実施)</li> <li>● 市役所との連絡・調整</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 公園等清掃の年間計画提出</li> <li>② 清掃の実施予定・終了の連絡、ゴミの回収依頼等</li> <li>③ 清掃時に使用するゴミ袋・土嚢袋の配布要望</li> <li>④ 公園管理月報の提出(前期9月 後期2月)</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 千葉敬愛大学野球部および社会福祉法人愛光との連携</li> </ul> |

|      |  |
|------|--|
|      | <p><u>空地・空家の雑草除去</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 雑草繁茂状況一斉調査（7/9～7/15）</li> <li>● 空地・空家所有者に対する雑草除去を要請する為の市役所への要望書の提出<br/>7/22（23箇所）、10/1（2箇所）、12/2（1箇所）</li> <li>● 雑草除去の確認、雑草除去の再要請</li> </ul> <p><u>安全対策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 信号機の設置要望書提出（10/1）</li> </ul> <p><u>ゴミ出しおよびペット飼育マナー等の街の美化に関する広報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 7月・9月回覧</li> </ul> <p><u>会員からの要望への対応</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ゴミ集積所（2箇所）のごみ出しマナーの掲示板依頼（12/2）</li> <li>● ごみ運搬用リヤカーの購入（1台）</li> </ul> <p><u>公園施設補修依頼（園内灯など）</u></p> <p><u>清掃用具の維持管理</u></p> |
| 検討課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 敬愛短期大学裏道清掃の人員配置見直し</li> <li>● ごみの運搬用リヤカー購入</li> </ul>   |

|      |   |
|------|---|
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 集会所改修工事費および什器備品購入費支払い</li> <li>● 佐倉市からの毎年の補助金（助成金）の入金確認</li> <li>● 集会所改修工事に関して佐倉市からの助成金（振込）受領確認</li> <li>● 各部からの収支に基づき決算書、予算書等の作成</li> </ul>   |
| 検討課題 | <p><u>自治会費に関する事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治会費、集会所維持管理積立金、自主防災活動関連費および積立金、賛助会費の集金（前期、後期）</li> <li>● 各班長からの支払承認申請書の記載事項の確認作業、および勘定科目毎の支出の効率化</li> </ul> <p><u>決算書、予算書に関する事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2019年度決算と2020年度予算案の作成</li> <li>● 会計年度変更に伴う決算書、予算書の作成前倒し（2018年の会計年度より3月開始、翌年2月末までに変更済み）</li> </ul> |

| 会計部  |   |
|------|---|
| 活動方針 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 会費などの集金や物品購入代などの収支管理</li> <li>● 通帳や現金を管理するとともに、出納帳簿などの書類を作成し、領収書等の必要書類を保管</li> </ul>   |
| 活動報告 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治会費、集会所建替積立金、災害準備金および賛助会費の集金（前期6月、後期11月）</li> <li>● 各部および各班長からの支払承認申請書に基づき、勘定科目の確定と自治会運営費の執行</li> <li>● 業者等への支出および集計</li> </ul> |

| 総務部  |  |
|------|--|
| 活動方針 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 役員会、班長会の円滑な議事運営</li> <li>● 各部活動の支援・広報活動</li> <li>● 会員・非会員からの問い合わせ対応</li> <li>● 組織改善提案や新規提案</li> <li>● その他各部に属さない庶務</li> </ul>   |
| 活動報告 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 会議運営の効率化<br/>集会所改修期間での資料配布方法検討・実施</li> <li>● 集会所改修タスクチームへの参加</li> <li>● E-MAIL やホームページの活用に向けての提案</li> <li>① 共有書庫の活用提案</li> <li>② ホームページへの各種情報掲出</li> <li>● 「自治会ルールブック」の改訂作業</li> <li>● 災害対策本部立ち上げの提案</li> <li>● 集会所改修工事竣工セレモニーの企画・運営（9月）</li> <li>● 自治会活動の継続性、役員会/班長会の活性化・効率化の議論を継続</li> <li>● 集会所情報インフラ整備の提案（12月）</li> </ul> |
| 検討課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● PC、インターネットを活用したコミュニケーション環境の整備</li> <li>● ルールブックの発行/配布</li> <li>● 集会所での情報インフラ整備と活用拡大</li> <li>● 自治会活動の継続性、班長の負担軽減について議論を継続する</li> </ul>  |

会計報告（決算書）

2019年度（令和元年度）決算書（平成31年3月1日～令和2年2月29日）

| 収入              | 2019年度<br>予算 |            | 摘要      | 2019年度<br>決算  |            | 摘要        |
|-----------------|--------------|------------|---------|---------------|------------|-----------|
|                 | 項目1          | 項目2        |         | 項目1           | 項目2        |           |
| 収入合計金額          | (円)          |            |         | (円)           |            |           |
| 合計金額            | 98,498,869   | 98,453,474 |         | 98,498,869    | 98,453,474 |           |
| 支出合計金額          | (円)          |            |         | (円)           |            |           |
| 合計              | 21,411,462   | 21,359,956 |         | 21,411,462    | 21,359,956 |           |
| 前年度からの繰越金       | 16,055,682   | 16,055,682 |         | 銀行手数料         | 10,000     | 5,294     |
| 受取利息            | 200          | 0          |         | 各種行事関係        | 1,650,000  | 1,424,945 |
| 会費/積立金          | 4,524,600    | 4,498,700  |         | 環境衛生関係        | 70,000     | 68,594    |
| 正会員             | 4,296,600    | 4,270,700  | 途中入会含む  | 福祉関係          | 400,000    | 400,000   |
| 賛助会員            | 228,000      | 228,000    | 賛助会員6件  | 助成金           | 460,000    | 370,000   |
| 佐倉市助成金          | 657,980      | 651,980    |         | 事務関係費         | 1,829,000  | 1,304,916 |
| 公園清掃補助金         | 226,280      | 226,280    | 公園緑地課   | 総会費           | 200,000    | 124,740   |
| 振興交付金           | 311,700      | 305,700    | 自治人権推進課 | 事務消耗品         | 50,000     | 19,300    |
| 業務委託料           | 120,000      | 120,000    | 自治人権推進課 | コピー機、印刷機関連費   | 777,000    | 627,623   |
| その他             | 0            | 0          |         | 役員必要経費        | 335,000    | 332,000   |
| 雑収入             | 173,000      | 153,594    |         | 渉外対外費         | 50,000     | 10,000    |
| 集会所使用料          | 110,000      | 79,200     |         | 保険・他活動費       | 72,000     | 68,970    |
| コピー機使用料         | 3,000        | 2,175      | コピー代収入  | 慶弔費           | 145,000    | 50,291    |
| その他             | 60,000       | 72,219     | 自販機手数料  | A通費           | 50,000     | 0         |
| 勘定科目付け替え        |              | 0          |         | HP維持管理費       | 100,000    | 69,492    |
| 小計              | 5,355,780    | 5,304,274  |         | その他           | 50,000     | 2,500     |
| （前年度繰越金は含まない）   |              |            |         | 集会所運営費        | 796,000    | 512,104   |
|                 |              |            |         | 水道光熱費         | 600,000    | 440,548   |
|                 |              |            |         | 消耗品           | 20,000     | 6,368     |
|                 |              |            |         | 集会所防火管理費      | 24,000     | 7,000     |
|                 |              |            |         | AED設置・管理費     | 152,000    | 58,188    |
|                 |              |            |         | A7 予備費        | 140,780    | 59,540    |
|                 |              |            |         | A9 防犯防災費 防犯防災 |            | 159,888   |
| 小計（次年度繰越金は含まない） | 5,355,780    | 4,305,281  |         |               |            |           |
| 次年度への繰越金        | 16,055,682   | 17,054,675 |         |               |            |           |

| 収入                  | 2019年度<br>予算 |            | 摘要         | 2019年度<br>決算    |            | 摘要         |
|---------------------|--------------|------------|------------|-----------------|------------|------------|
|                     | 項目1          | 項目2        |            | 項目1             | 項目2        |            |
| 合計                  | 10,776,985   | 10,776,485 |            | 10,776,985      | 10,776,485 |            |
| 前年度からの繰越金           | 10,386,485   | 10,386,485 |            | 銀行手数料           | 1,000      | 864        |
| 受取利息                | 500          | 0          |            | 防犯防犯維持費         | 1,072,000  | 907,293    |
| 佐倉市助成金              | 390,000      | 390,000    | 防犯カメラ助成金入金 | 維持管理費           | 175,000    | 0          |
| 防犯カメラ補助金            |              |            |            | 共架料 電気料         | 38,400     | 48,693     |
|                     |              |            |            | 防犯カメラ設置費        | 858,600    | 858,600    |
| 小計                  | 390,500      | 390,000    |            | 小計（次年度繰越金は含まない） | 1,073,000  | 908,157    |
| （前年度繰越金は含まない）       |              |            |            | 次年度への繰越金        | 9,703,985  | 9,868,328  |
| 合計                  | 59,777,584   | 59,774,995 |            | 合計              | 59,777,584 | 59,774,995 |
| 前年度からの繰越金           | 47,934,184   | 47,934,184 |            | 銀行手数料           | 3,000      | 4,320      |
| 受取利息                | 2,000        | 511        |            | 集会所改築費用         | 35,000,000 | 34,162,230 |
| 佐倉市補助               | 10,000,000   | 10,010,000 | 税金10000円含む | その他             |            |            |
| 会費/積立 正会員           | 1,841,400    | 1,830,300  | 途中入会含む     | 小計（次年度繰越金は含まない） | 35,003,000 | 34,166,550 |
| 小計                  | 11,843,400   | 11,840,811 |            | 次年度への繰越金        | 24,774,584 | 25,608,445 |
| （前年度繰越金は含まない）       |              |            |            |                 |            |            |
| 合計                  | 6,532,838    | 6,542,038  |            | 合計              | 6,532,838  | 6,542,038  |
| 前年度からの繰越金           | 6,021,038    | 6,021,038  |            | 銀行手数料           | 540        | 972        |
| 受取利息                | 300          | 0          |            | 消防団第4分団35部      | 400,000    | 400,000    |
| 自主防災 正会員            | 511,500      | 511,000    | 途中入会含む     | 自主防災関連費         | 465,000    | 199,150    |
| ※自主防災活動費：消防団後援会費を含む |              |            |            | 防犯防災            | 52,000     | 0          |
| 自主防災活動費助成金          | 0            | 0          |            | 防災部活動費用         | 163,000    | 62,854     |
| 防災講演謝礼金             | 0            | 10,000     | 自主防災講演謝礼金  | 防災資材購入費         | 250,000    | 136,296    |
| 小計                  | 511,800      | 521,000    |            | 小計（次年度繰越金は含まない） | 865,540    | 600,122    |
| （前年度繰越金は含まない）       |              |            |            | 次年度への繰越金        | 5,667,298  | 5,941,916  |
| 合計金額                | 18,101,480   | 18,056,085 |            | 令和 2年度収入合計金額    | 42,297,320 | 39,980,110 |
| （前年度繰越金は含まない）       |              |            |            | 令和 2年度支出合計金額    | 42,297,320 | 39,980,110 |



収入 - 支出 ▲ 24,195,840 ▲ 21,924,025

次年度繰越金 56,201,549 58,473,364

## 2019年度会計監査報告書

2019年度(2019年3月1日～2020年2月29日)のさくら山王自治会の会計監査にあたり、収入・支出に伴う関係書類および関係帳票・関係証票等の照合を行い、また金融機関発行の残高証明書等を確認する等の方法により監査を行った結果、適正に処理・執行されていることをここに報告いたします。

2020年3月7日

さくら山王自治会  
監事 1班 久保田 政之   
監事 62班 溝口 昇 

第3号議案 2020年度活動計画（案）

| 全体（執行部）の取り組み |   |
|--------------|---|
| 取り組む事項       | <p><u>集会所の積極的活用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害対策本部のためのインフラ整備</li> <li>● 地域団体組織と連携を図りイベントを開催</li> <li>● パブリックビューイング、映画会等の開催</li> <li>● 山王マイスターの登録とマイスターによるイベント開催支援</li> </ul> <p><u>安心安全に関する活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 防犯カメラの運用・管理</li> <li>● 要支援者の把握と定期的な連絡</li> <li>● 民生委員との緊密な連携</li> </ul> <p><u>防災時の対応力を高めるための防災活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 定期的な防災訓練の実施</li> <li>● 防災に備えた災害対策本部立上げとその対策実施</li> <li>● 無線機やLINEなどの連絡ツールの活用</li> <li>● 装備計画に準拠した防災装備品のメンテナンスと充実を図る</li> </ul> <p><u>自治会活動の活性化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 活動団体の支援、助成活動</li> <li>● 他団体/組織との連携を強める</li> <li>● HPの活性化（パソコン教室実施による啓蒙）</li> <li>● 夏祭りの開催</li> <li>● 集会所の利便性を向上させる運用</li> </ul> <p><u>自治会活動の継続性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 単年度ではない継続した施策を行うために、執行部の在り方を検討</li> <li>● 役員会と班長会の役割など運用面の検討（負担軽減）</li> <li>● 文書管理、資産管理</li> </ul> |

|           |  |
|-----------|--|
| 防犯防災部（防犯） | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 定期的な防犯パトロールの実施（昼間／夜間）</li> </ul> <p><u>関連団体と連携して防犯活動の推進</u></p> <p>山防会、佐倉警察署、市役所、消防署、さくら防犯パトロールネットワーク、スクールガード</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 移動交番の開設・立会</li> <li>● 犯罪発生状況の回覧・特殊詐欺防止対策など啓蒙活動の実施</li> <li>● のぼり旗や看板などでの広報活動</li> <li>● 自主防災活動での災害時防犯活動の検討</li> <li>● 夏祭り応援パトロールの実施</li> </ul>   |
| 防犯防災部（防災） | <p><u>自主防災活動の拡充</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自主防災会議開催</li> <li>● 自治会会員の防災訓練への参加促進</li> <li>● 自主防災活動を通じて山王をモデル自主防災組織化</li> <li>● 防災ニュースの発行</li> </ul> <p><u>防災に関する啓蒙・広報活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災訓練や防災ニュース発行により自治会員の防災意識向上に関する活動</li> </ul> <p><u>関係団体とのコミュニケーション強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防団との情報交換</li> <li>● 災害時行政との連絡手段確立</li> <li>● 防災組織図の作成と行政との連携</li> <li>● 防災倉庫／防災井戸運用に関する情報把握</li> </ul> <p><u>災害対策本部の設置（非常時）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 役員会と連携し災害時防災本部の立ち上げ</li> <li>● 住民（会員・非会員）／災害時要介護者／要支援者への対応体制確立（民生委員・自主防災委員）</li> </ul> |

|               |   |
|---------------|---|
| 防犯防災部<br>(防災) | <u>防災設備の拡充・維持管理</u><br>● 災害時の停電対応として蓄電池の購入検討<br>● 防災機器の定期メンテナンスの実施  |
| 行事部           | ● 夏祭りの企画、運営<br>● 千葉敬愛短期大学の催事参加検討<br>● 各種イベントの企画、運営を検討<br>● 夏祭りを7月25日に開催予定   |
| 福祉部           | ● 住民の福祉に関する行事への協賛および参加、支援活動<br>● 買い物支援の検討<br>● 愛光／はちす苑と連携し地域カフェの開催  |
| 施設部           | <u>集会所に関わる対応</u><br>● コピー機・印刷機使用の管理の徹底<br>● 集会所に事務員常駐の継続検討<br>● 集会所にふさわしい設備品の更新<br>● 使い勝手のよい集会所に向けた維持管理<br>● 集会所入り口玄関ドアのオートロック化改善検討<br>● 防犯設備の設置検討（防犯カメラ等）  |
| 環境部           | <u>公園等清掃</u><br>● 全戸一斉清掃の実施（6月、10月、12月）<br>● 側溝清掃の実施（6月の全戸一斉清掃時に併せて実施）<br>● 市役所との連絡・調整<br>● 市役所への公園清掃実施報告書の提出（前期・9月、後期・2月）<br>● 千葉敬愛大学野球部および社会福祉法人愛光との連携<br><u>空地・空家の雑草除去</u><br>● 雑草繁茂状況一斉調査（7月）<br>● 空地・空家所有者に対する雑草除去要請に関する佐倉 |

|     |   |
|-----|---|
| 環境部 | 市へ要望書提出<br>● 空地・空家の雑草除去状況の確認、雑草除去の再要請等<br>● 空地・空家の雑草除去の個別依頼対応<br>● 市役所より対応困難とされた場合の自治会による対応<br><u>ゴミ出しマナー等の街の美化に関する広報（随時）</u><br><br><u>会員からの要望への対応</u><br><br><u>清掃用具の維持管理</u> |
| 会計部 | <u>会費等の集金活動</u><br>● 出納管理<br>● 通帳管理<br><u>佐倉市からの助成金の受理</u><br><u>集会所運営費用の収支経過観察</u><br>● 電気・水道支払料金と集会所使用収入料金の推移表作成<br><u>将来における集会所の再築費用捻出検討</u><br><u>災害に備え自主防災関連活動費の検討</u>     |
| 総務部 | ● 役員会・班長会・総会の運営を効率化、情報共有化を推進<br>● 集会所活用拡大のため、備品などの購入と各部と連携しイベント開催支援<br>● 自治会活動全般の業務支援<br>● 自治会活動の継続性、役員会/班長会の在り方について議論を継続<br>● 自治会活動の広報活動活性化<br>● 文書保存管理方法検討                    |

## 第4号議案

## ：組織変更

- 自治会の組織を変更し、防犯防災部を防犯部と防災部に分離・独立させます。また環境部については他部との整合性を図るため役員構成を変更します。
- 環境部の副部長を1名とし、部員を6名とします。
- 組織変更に伴い自治会規約を変更します。

## 【変更の理由】

近年の自然災害の発生状況を鑑み、防災組織の強化が重要な課題となっており、自治会の防災、防犯に特化した効率的な組織運営を図るために、組織を分離、独立させます。この改訂により災害等の緊急時における臨機応変な対応が図れるようになります。

当議案により自治会各部の構成は下記表①の通りとなります。

表① 各部の人員 令和2年4月12日改正予定

| 区 分 | 会長・<br>部長 | 副会長・<br>副部長 | 部員 | 計  |
|-----|-----------|-------------|----|----|
| 会 長 | 1         |             |    | 1  |
| 副会長 |           | 2           |    | 2  |
| 総務部 | 1         | 2           | 3  | 6  |
| 会計部 | 1         | 1           | 1  | 3  |
| 防犯部 | 1         | 1           | 4  | 6  |
| 防災部 | 1         | 1           | 2  | 4  |
| 行事部 | 1         | 1           | 11 | 13 |
| 環境部 | 1         | 1           | 6  | 8  |
| 福祉部 | 1         | 1           | 2  | 4  |
| 施設部 | 1         | 1           | 3  | 5  |
| 監 事 | 2         |             |    | 2  |
| 計   | 11        | 12          | 31 | 54 |

## 第5号議案

## ：自治会規約の現状に合わせた変更・読みやすさ改善

- 市の制度変更や自治会での分担金の変更など現状に合わない条項があり、全面的な見直しを行いました。また難しい表記などは、ひらがなでの表記に変更を行いました。
- 本改正により変更される条項、および内容は表②（21ページ）の通りです。

## さくら山王自治会規約

制定 昭和62年4月12日  
改定 令和2年(2020年)4月12日

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は「さくら山王自治会(以下「自治会」という)」と称する。

(目 的)

第2条 本会は会員相互の親睦と融和を図り、住みよい住宅地としての環境づくりと整備、および共同施設の管理運営を行い、もって会員の福祉の向上を図ることを目的とする。

(構 成)

第3条 本会は、正会員、賛助会員、準会員をもって構成する。

- ① 正会員は「さくら学園ニュータウン・山王」(以下「ニュータウン」という)に居住する自治会加入者をいう。
  - ② 賛助会員はニュータウンで営業する商店・法人等の自治会加入者をいう。
  - ③ 準会員はニュータウンに土地・建物を所有しているが居住していない者、共有施設の利用権者、宅地還元地主および本会が認めた利用権者等の自治会加入者をいう。
- 2 2世帯住宅など複数世帯が同居する場合は、その世帯の判断により、代表世帯が正会員となるか、複数世帯がそれぞれ正会員になるか選択できるものとする。この場合、前者は総会での議決権は代表世帯1票となり、後者は複数票となる。会費の納入も同様とする。
- 3 賛助会員、準会員は、自治会の諸会議に出席し、意見および要望を述べることができるが議決権は有しない。

(事 務 所)

第4条 本会の事務所は佐倉市山王1丁目9番地2 さくら山王自治会・集会所(以下「集会所」という)におく。

(事 業)

第5条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 地域社会の福祉の向上に関する事。
- ② 環境衛生に関する事。
- ③ 防犯、防災および交通事故防止に関する事。
- ④ 行政機関への陳情・要望、およびそれにつき従う活動に関する事。
- ⑤ 集会所および街路灯等の共有施設の管理運営に関する事。
- ⑥ 佐倉市建築基準法施行規則・山王地区計画制度に基づく住宅環境保全に関する事。
- ⑦ 祭礼、その他会員相互の親睦と融和のために必要と認めた事。

( 班 )

第6条 自治会の運営を円滑にするため班を置く。

- 2 班は20戸程度の街区(小街区は隣接街区と合併)を一つの班とする。班の編成については別表①に定める。
- 3 小街区とは会員戸数一班長免除戸数が10戸以下とする。合併は、別表④の手順で行う。

さくら山王自治会規約

(班 長)

- 第 7 条 班長は一つの班から1名とし、その選出方法は輪番制を原則とする。但し事情ある場合は、班内の話し合いにより決定する。
- 2 班長は会費の徴収、募金活動並びに広報文書等の配付および回覧等を行うとともに、自治会と会員との連絡調整にあたる。
  - 3 高齢者世帯等で班長の職務を遂行できない場合は、当該班の会員の同意を得て免除することができる。また、世帯主もしくはその配偶者が80歳以上の場合に班長の職務を免除することができる。
  - 4 賛助会員、準会員は、班長としての任務を免除する。

(班長の任期)

- 第 8 条 班長の任期は信任された定時総会終了のときから、その年度の定時総会終了のときまでとする。
- 2 再任の場合は原則として連続2年を限度とする。

(班長の補充、増員)

- 第 9 条 年度途中で班長の補充または増員をする場合は、班長会の承認を得るものとし、その任期は現班長と同一とする。

第2章 組 織

(組織および職務)

第10条 自治会の組織および職務は次のとおりとする。

- ① 総務部：総会等の会議および各部に属さない事項。ならびに佐倉市条例に定める整備・開発・保全方針に基づく良好な住環境の保持・増進に関する事項。
- ② 会計部：会計全般に関する事項。
- ③ 防犯部：防犯、および交通事故防止に関する事項。
- ④ 防災部：防災に関する事項。
- ⑤ 行事部：夏祭り等自治会主催の行事に関する事項。
- ⑥ 環境部：公園清掃等環境の整備に関する事項。
- ⑦ 福祉部：住民の福祉向上に関する事項。
- ⑧ 施設部：集会所および集会所施設内の街路灯等の維持管理に関する事項。

第3章 役 員

(役員および定数)

第11条 本会に次の役員を置く。

- ① 会 長 1名
- ② 副会長 2名
- ③ 部 長 各部1名
- ④ 副部長 各部1名ないし2名
- ⑤ 監 事 2名

なお、役員にならなかった班長は各部に所属し、業務推進にあたる。各部の定員は別表②に定める。

さくら山王自治会規約

2 前年度会長を相談役に置く

(役員を選任および解任)

第12条 役員は次期班長の互選で候補者を選出し、総会において選任する。  
役員解任は、班長の4分の3以上が出席する班長会において、その3分の2以上の多数で決議する。解任された役職は、班長の互選で新たに選出する。任期は解任役員と同一とする。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は次のとおりとする。

- ① 会長は本会を代表し、会務を統括し、総会、班長会および役員会を招集する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。副会長のうち1名は、集会所管理運営委員会会長を兼務する。
- ③ 部長は第5条に定める事業を達成するため、分担して会務を執行する。
- ④ 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはこれを代行する。
- ⑤ 監事は本会の財産の状況および業務の執行状況を監査する。

第4章 会 議

(班長会)

第14条 班長会は第7条の班長をもって構成し、総会において決議されたことを執行する。

(班長会の成立および決議)

第15条 班長会は班長の4分の3以上が出席し、その3分の2以上の多数で決議する。  
2 班長会に出席することのできない班長は、予め通知を受けた会議の目的である事項について、賛否意見を明らかにした書面により、班長会に加わることができる。  
3 賛助会員、準会員は班長会に出席して意見、要望を述べることはできるが、議決権はない。

(班長会の決定事項)

第16条 次の各号に掲げる事項は、班長会において決定する。

- ① 総会の日程および総会に付議する議案。
  - ② 事業運営の具体的方法。
  - ③ その他必要と認められた事項。
- 2 班長会の決定事項は速やかに正会員、賛助会員、準会員に通知する。賛助会員、準会員はこれを遵守する。決定事項が賛助会員または準会員の意見と相違する場合は協議し、合意点を見出すこととする。

(班長会の招集および議長)

第17条 班長会は毎月の定例会のほか、会長が必要と認められたとき、又は班長の3分の1以上の要請により招集し、議長は、会長又は会長の指名する者が行うものとする。  
2 班長会は会長が必要と認められたとき、アドバイザーの参加を要請することができる。

(議事録の作成)

第18条 班長会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事録の署名)

第19条 議事録の署名者は会長および副会長とする。

(役員会)

第20条 役員会は第11条の会長、副会長、部長、副部長および監事をもって構成する。

- 2 役員会は会長が必要と認めるとき、アドバイザーの参加を要請することができる。

(役員会の成立および決議)

第21条 役員会は役員4分の3以上が出席し、その3分の2以上の多数で決議する。

- 2 役員会に出席することのできない役員は、予め通知を受けた会議の目的である事項について、賛否意見を明らかにした書面により、役員会に加わることができる。
- 3 賛助会員、準会員は役員会に出席して意見、要望を述べることはできるが、議決権はない。

(役員会の決定事項)

第22条 次の各号に掲げる事項は、役員会において決定する。

- ① 班長会に付議すべき議案。
- ② 班長会の議決により委任された事項。
- ③ 部および集会所運営委員会相互間の連絡調整に関する事項。
- ④ 出席者の3分の1以上が議題とすることを承認した事項。

⑤ 各部から会長に稟議された事項。

⑥ 前各号に掲げるものの他、会長が役員会に付議する必要があると認められた事項。

(役員会の招集および議長)

第23条 役員会は毎月の定例会のほか、会長が必要と認めるとき、又は役員3分の1以上の要請により招集し、議長は、会長又は会長の指名する者が行うものとする。

(議事録の作成)

第24条 役員会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事録の署名)

第25条 議事録の署名者は会長および副会長とする。

## 第5章 総 会

(総 会)

第26条 総会は本会の最高議決機関であり、正会員をもって構成する。総会の種類は定時総会および臨時総会とする。

(定時総会)

第27条 定時総会は「4月」に開催するものとする。

(臨時総会)

第28条 臨時総会は次の場合に開催する。

- ① 正会員の3分の1以上の要請があったとき。
- ② 班長会が必要と認めるとき。
- ③ 会長が必要と認めるとき。

(総会の招集)

第29条 総会は会長が招集するものとし、召集通知は開催日の1週間前までに発送するものとする。

(総会の成立および決議)

- 第30条 会員は各議案に対してそれぞれ1票の表決権を持つ。
- 2 やむ得ない理由により総会に出席できない場合、書面表決するか、表決を委任できる。
  - 3 書面表決および委任状は出席したもののみなす。
  - 4 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。
  - 5 総会の議事は、出席者の過半数で決議する。
  - 6 賛助会員、準会員は総会に出席して意見、要望を述べることはできるが、議決権はない。

(総会に付議する事項)

- 第31条 総会は次の事項を審議決定する。
- ① 規約の制定および改廃。
  - ② 班長の信任、役員を選任および解任。
  - ③ 事業報告および収支決算の承認。
  - ④ 翌年度の事業計画および収支予算の承認。
  - ⑤ その他重要事項。
- 2 総会の決定事項は速やかに正会員、賛助会員、準会員に通知する。

賛助会員、準会員はこれを遵守する。  
決定事項が賛助会員または準会員の意見と相違する場合は協議し、合意点を見出すこととする。

(総会の議長)

第32条 総会の議長は、会長又は会長の指名する者が行うものとする。

(議事録の作成)

第33条 総会の議事については、議事録を作成するものとする。

- ① 日時と場所
- ② 会員数および出席者数(書面表決者数・委任状含む)
- ③ 議決事項と、賛成者・反対者の人数
- ④ 議事発言者の要旨

(議事録の署名)

第34条 議事録の署名者は5名とし総会の都度、議決する。

## 第6章 会 計

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、3月1日から翌年2月末までとする。

(経 費)

第36条 本会の下記2項に示す経費は次の収入等により賄うものとする。

- ① 会費
- ② 寄付金

さくら山王自治会規約

- ③ 集会所建替等積立金
  - ④ CATV 移行残金
  - ⑤ 補助金・助成金
  - ⑥ 防災関連積立金
  - ⑦ その他の収入
- 2 本会の経費については以下のものとする。

- ① 防犯カメラ維持分担金
- ② 集会所施設に係る通信費・水道・光熱費等
- ③ 役員・班長活動経費、アドバイザー謝礼
- ④ 本会関連の活動団体への助成金
- ⑤ 自治会主催の行事等に係る経費

(会 費)

- 第37条 正会員の会費は1戸当たり月額350円とし、6ヶ月分を前納する。(前期は3月～8月、後期は9月～翌年2月)
- 2 賛助会員の会費は、正会員と同等額以上とし、準会員の会費は免除する。賛助会員の会費は別表③に定める。
  - 3 年度途中の入会者は、入会の翌月の分から前項の残存月数に応じ前納する。
  - 4 年度途中の退会者については、退会の翌月から前項の残存月数分の前納金を還付する。
  - 5 会費を半年以上滞納した会員について、必要に応じて当該班長より会長に事情を説明する。やむを得ない場合、会員資格を停止することもできる。滞納会費を納入すれば会員資格は復帰する。

(集会所建替等積立金)

- 第38条 集会所建替等積立金は1戸当たり月額150円とし、6ヶ月分を前納する。(前期は3月～8月、後期は9月～翌年2月)
- 2 年度途中の入会者は、入会の翌月の分から前項の残存月数に応じ前納する。
  - 3 年度途中の退会者については、退会の翌月から前項の残存月数分の前納金を還付する。
  - 4 賛助会員、準会員の集会所建替等積立金は免除する。

(収支決算等の審議、承認)

- 第39条 会長は当年度の収支状況および実施した事業については、監事の監査を経て、班長会に諮り、定時総会で承認を得なければならない。

(予算の審議、承認)

- 第40条 翌年度の事業計画、予算の審議および承認については、前条の規定を準用する。ただし、監査の必要はない。

第7章 雑 則

(専門委員会の設置)

- 第41条 会長は第2条の目的を達成するために必要と考えられる案件を検討する、専門委員会を設置することができる。

(自治会銀行口座)

- 第42条 自治会の全ての銀行口座は団体代表者としての自治会長の名義とするが、これら銀行口座は自治会に帰属するため、私的な流用を禁ず

さくら山王自治会規約

る。また銀行口座の名義変更に際しては、下記を金融機関に提出することとする。

- ① 自治会規約
- ② 会長が選任された証明となるもの（役員名簿）
- ③ 会長個人の身分を証明するもの

（帳簿の保管および閲覧）

第43条 会長は次の文書および帳簿を保存し、会員の請求があったときには、これを閲覧させなければならない。

- ① 会計帳簿
- ② 総会、班長会および役員会の議事録
- ③ その他保存を必要とする書類

（地区代表者協議会委員）

第44条 佐倉市長から地区代表者協議会委員の要請があったときは、会長がその任にあたるものとする。

（社会福祉協議会福祉委員）

第45条 佐倉社会福祉協議会会長から福祉委員の要請があったときは、会長がその任にあたるものとする。

- 2 本会が前項の社会福祉協議会に加入したときは、その会費は本会の資金から支出するものとする。

（山王小学校区まちづくり協議会委員）

第46条 山王小学校区まちづくり協議会会長から委員の要請があったときは、会長と副会長ないしは会長の指名するものがその任にあたるものとする。

（地域防犯連絡員）

第47条 佐倉市防犯組合長または佐倉警察署長から地域防犯指導員の要請があったときは、会長がその任にあたるものとする。

（日本赤十字社協賛委員）

第48条 日本赤十字社千葉県支部長から協賛委員の要請があったときは、会長がその任にあたるものとする。

（慶弔金）

第49条 正会員世帯の構成員が死亡した場合、5,000円を支給する（火災見舞金）。正会員世帯で、新生児が、誕生の場合は、お祝い金として、5,000円を支給する。

第50条 正会員の居宅（山王地区内）が火災で消失した場合、全焼については5万円、半焼については3万円を支給し、近隣の火災によって居宅が被害を受けた場合、近火見舞として1万円を支給する。

（集会所の管理運営）

第51条 佐倉市から自治会に委託された集会所の管理運営は、集会所管理運営委員会会長を兼務する副会長が、その任務にあたるものとする。ただし、その業務の一部を他に委任又は委託することができる。主な業務は次に定めるとおりである。

第8章 補 則

- ① 集会所の建屋、設備および敷地の管理に関すること。
  - ② 集会所の運営に関する収支関係の経理に関すること。
  - ③ その他集会所の使用に関すること。
- なお、集会所の管理運営規則については、別に定める。

(自主防災組織)

- 第52条 地震、暴風雨等によって発生する自然災害に対する防災活動の一環として、自主防災組織を編成する。
- 2 自主防災組織の編成、活動については、別に定める。

(防火管理者の選任)

- 第53条 会長は消防法第8条に規定する防火管理者を選任し、佐倉消防署長に届け出る。
- 2 防火管理者は、会長の指示により消防法第8条に規定する消防計画を作成し、佐倉消防署長に提出する。また、消防計画に基づき消防訓練等を適切に実施するものとする。

(奉仕活動支援)

- 第54条 正会員が地域住民全体のため実施する自主的な奉仕活動については、班長会の承認を得て必要な支援を行う。

(細則等の制定および改廃)

- 第55条 この規約に定めるもの以外、自治会の運営に関して必要な規則、細則、要領等の制定、改定、廃止については本規約に反しない範囲で班長会がこれを定める。

(共有施設維持管理分担金の不返還)

- 第56条 共有施設維持管理分担金は、ニュータウンの売主である中央商事株式会社（現、株式会社日立アーバンインベストメント）と買主個人との間で締結した当初の分譲契約書に定めたとおり、いかなる場合においても返還しない。

(役員・班長経費)

- 第57条 役員および班長には役員・班長経費を支給することができる。支給額は以下の通り。
- 会長（2万円）、副会長/部長（1.5万円）、副部長/監事（7千円）、部員（3千円）

(自治会アドバイザー謝礼)

- 第58条 自治会活動を支援、協力いただく会員に支援謝礼金を支払うことができる。対象者は当年度の班長以外とし、謝礼対象者および謝礼額は班長会で決定することができる。

別表① 班編成表

| 班  | 班住所    | 班  | 班住所     | 班  | 班住所    | 班  | 班住所    |
|----|--------|----|---------|----|--------|----|--------|
| 1  | 山王1-1  | 11 | 山王1-25  | 30 | 山王2-10 | 50 | 山王2-39 |
|    | 山王1-6  |    | 山王1-26  |    | 山王2-11 | 51 | 山王2-40 |
| 2  | 山王1-2  | 13 | 山王1-28  | 31 | 山王2-12 |    | 山王2-41 |
|    | 山王1-3  | 14 | 山王1-29  |    | 山王2-14 |    | 山王2-42 |
|    | 山王1-5  |    | 山王1-30  | 32 | 山王2-13 |    | 山王2-43 |
| 3  | 山王1-7  |    | 山王1-31  |    | 山王2-16 |    | 山王2-44 |
|    | 山王1-8  | 15 | 山王1-30  | 34 | 山王2-17 | 52 | 山王2-45 |
| 4  | 山王1-11 |    | 山王1-31  |    | 山王2-18 |    | 山王2-51 |
|    | 山王1-12 |    | 山王1-32  | 36 | 山王2-19 |    | 山王2-52 |
| 5  | 山王1-10 | 17 | 山王1-34  | 37 | 山王2-20 | 53 | 山王2-46 |
|    | 山王1-14 | 18 | 山王1-35  |    | 山王2-30 |    | 山王2-47 |
| 6  | 山王1-15 | 19 | 山王1-36  |    | 山王2-31 | 55 | 山王2-56 |
|    | 山王1-16 | 20 | 山王1-37  | 38 | 山王2-21 |    | 山王2-57 |
| 7  | 山王1-17 | 21 | 山王1-27  | 39 | 山王2-22 |    | 山王2-58 |
|    | 山王1-18 |    | 山王1-38  | 40 | 山王2-23 |    | 山王2-59 |
| 8  | 山王1-19 |    | 山王1-39  | 41 | 山王2-24 | 56 | 山王2-50 |
|    | 山王1-20 | 22 | 山王1-40  | 42 | 山王2-25 | 58 | 山王2-48 |
| 9  | 山王1-21 |    | 山王1-41  | 43 | 山王2-26 |    | 山王2-53 |
|    | 山王1-45 | 23 | 山王2-1   | 44 | 山王2-27 |    | 山王2-54 |
| 10 | 山王1-22 | 24 | 山王2-2   | 45 | 山王2-28 |    | 山王2-55 |
|    | 山王1-23 |    | 山王2-3   |    | 山王2-29 | 60 | 山王2-60 |
|    | 山王1-24 | 25 | 山王2-4   | 46 | 山王2-33 |    | 山王2-61 |
|    | 山王1-45 |    | 山王2-5   |    | 山王2-34 | 62 | 山王2-62 |
|    |        | 26 | 太田 1170 | 48 | 山王2-35 |    | 山王2-64 |
|    |        | 27 | 山王2-6   |    | 山王2-36 | 63 | 山王2-63 |
|    |        | 28 | 山王2-7   | 49 | 山王2-38 |    |        |
|    |        | 29 | 山王2-8   |    |        |    |        |

住所重複班

|     |              |
|-----|--------------|
| 9班  | 山王1-45-1～9   |
| 10班 | 山王1-45-10～22 |
| 14班 | 山王1-30-1～14  |
| 15班 | 山王1-30-11～17 |
| 14班 | 山王1-31-1～6   |
| 15班 | 山王1-31-7～13  |

別表②

各部の人員

令和2年4月12日改正予定

| 区 分 | 会長・<br>部長 | 副会長・<br>副部長 | 部員 | 計  |
|-----|-----------|-------------|----|----|
| 会 長 | 1         |             |    | 1  |
| 副会長 |           | 2           |    | 2  |
| 総務部 | 1         | 2           | 3  | 6  |
| 会計部 | 1         | 1           | 1  | 3  |
| 防犯部 | 1         | 1           | 4  | 6  |
| 防災部 | 1         | 1           | 2  | 4  |
| 行事部 | 1         | 1           | 11 | 13 |
| 環境部 | 1         | 1           | 6  | 8  |
| 福祉部 | 1         | 1           | 2  | 4  |
| 施設部 | 1         | 1           | 3  | 5  |
| 監 事 | 2         |             |    | 2  |
| 計   | 11        | 12          | 31 | 54 |

別表 ③

賛助会員名および年会費

令和2年4月12日現在

| 賛助会員名           | 年会費 (円) |
|-----------------|---------|
| さくら山王郵便局        | 12,000  |
| 千葉敬愛短期大学        | 60,000  |
| 社会福祉法人 愛光       | 120,000 |
| ヤックスドラッグ 佐倉山王薬局 | 12,000  |
| ローソン 佐倉山王店      | 12,000  |
| ファーコス薬局ふれあい     | 12,000  |

別表 ④

| 手順 | 項目        | 担当              |
|----|-----------|-----------------|
| 1  | 班統合申請書の提出 | 合併申請班長          |
| 2  | 会長・副会長の承認 | 自治会役員           |
| 3  | 合併先班の検討   | 合併申請班長<br>自治会役員 |
| 4  | 班長会承認     | 自治会役員           |

表② 自治会規約変更一覧

自治会規約変更内容一覧

| No. | 箇所               | 区分      | 変更前   | 変更後  | 検討内容   |
|-----|------------------|---------|---|--|--|
| 1   | 第1章 総則<br>第7条 3  | 削除・変更   | 高齢者世帯等で、班長の職務を遂行できない場合は、当該班の会員の同意を得て、免除することができる。また、世帯主もしくはその配偶者が80歳以上の場合に班長の職務を免除する。尚、本人の意思で班長の職務を行うことができる場合はこの限りではない。<br>※同居の子供世帯がある場合は、子供世帯が役割を担うものとする。 | 高齢者世帯等で、班長の職務を遂行できない場合は、当該班の会員の同意を得て、免除することができる。また、世帯主もしくはその配偶者が80歳以上の場合に班長の職務を免除することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・75歳の案があったが75歳だと班長になれる人がいなくなる</li> <li>・様々な理由で班長が出来ない方がいる</li> <li>・班長の決定については運用で各班にて話し合いを持つことを申し送りとする</li> </ul> |
| 2   | 第2章 組織<br>第10条 ③ | 変更      | ③防犯・防災部：防犯、防災および交通事故防止に関する事項。   | ③防犯部：防犯、および交通事故防止に関する事項。<br>④ 防災部：防災に関する事項。<br><以降は番号を1号ずつ繰り下げる>                           | 防犯部、防災部に分割しそれぞれ専門部として独立  |
| 3   | 第2章 組織<br>第10条 ⑥ | 変更      | ⑥福祉部：敬老の集い等住民の福祉に関する事項。   | ⑦福祉部：住民の福祉向上に関する事項。  | 佐倉市の制度変更に伴う  |
| 4   | 第2章 組織<br>第10条 ⑧ | 変更      | ⑧施設部：集会所および街路灯等の維持管理に関する事項。   | ⑨施設部：集会所および <b>集会所施設内の街路灯等</b> の維持管理に関する事項。  | 街路灯維持管理業務が佐倉市への移管したため  |
| 5   | 第4章 会議<br>第17条   | 追加      |   | 2 班長会は会長が必要と認めるとき、アドバイザーの参加を要請することができる。  | 自治会実務経験者にサポートを依頼できる  |
| 6   | 第4章 会議<br>第20条   | 追加      |   | 2 役員会は会長が必要と認めるとき、アドバイザーの参加を要請することができる。  | 自治会実務経験者にサポートを依頼できる  |
| 7   | 全般的              | 変更（6箇所） | 及び  | および  | 読みやすい文面へ変更   |
| 8   | 全般的              | 変更（6箇所） | 当たる   | あたる  | 読みやすい文面へ変更   |
| 9   | 全般的              | 変更（1箇所） | 乃至  | ないし  | 読みやすい文面へ変更   |

## 自治会規約変更内容一覧

| No. | 箇所             | 区分    | 変更前   | 変更後   | 検討内容   |
|-----|----------------|-------|---|---|--|
| 10  | 第6章 会計<br>第36条 | 削除・追加 | <p>(経費)</p> <p>第36条 本会の経費は次の収入等により賄うものとする。</p> <p>①会費<br/>②寄付金<br/>③会員の共有施設維持管理分担金<br/><u>(1)集会所維持管理準備金</u><br/><u>(テレビ施設関係CATV296移行残金)</u><br/><u>(2)街路灯維持管理分担金</u><br/>④ 集会所建替等積立金<br/>⑤補助金<br/>⑥その他の収入</p> | <p>(経費)</p> <p>第36条 本会の下記2項に示す経費は次の収入等により賄うものとする。</p> <p>①会費<br/>②寄付金<br/>③集会所建替等積立金<br/>④CATV以移行残金<br/>⑤補助金・助成金<br/>⑥防災関連積立金<br/>⑦その他の収入<br/>2 本会の経費については以下のものとする。</p> <p>①防犯カメラ維持分担金<br/>②集会所施設に係る通信費・水道・光熱費等<br/>③役員・班長活動経費、アドバイザー謝礼<br/>④本会関連の活動団体への助成金<br/>⑤自治会主催の行事等に係る経費</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・集会所維持管理準備金は会計上存在しない</li> <li>・街路灯については集会所敷地内を除き市へ移管済み</li> <li>・新たに賄う経費が発生しておりそれらを明確に規定した</li> </ul> |
| 11  | 第8章 補則<br>第56条 | 変更    | ニュータウンの売主である中央商事株式会社と買主個人   | ニュータウンの売主である中央商事株式会社（現、株式会社日立アーバンインベストメント）  | 会社継承法人の名前を併記した   |
| 12  | 第8章 補則<br>第57条 | 変更    | <p>(役員手当)</p> <p>第57条 役員および班長には班長/役職手当を支給することができる</p>   | <p>(役員・班長経費)</p> <p>第57条 役員および班長には役員・班長経費を支給することができる。支給額は以下の通り。</p>   | 会計報告との整合性確保のため変更   |
| 13  | 第8章 補則<br>第58条 | 変更    | <p>(自治会アドバイザー謝礼)</p> <p>協力いただく会員に支援謝礼金を支払うことができる(年額)。</p>   | <p>(自治会アドバイザー謝礼)</p> <p>協力いただく会員に支援謝礼金を支払うことができる。</p>   | 1年に満たない活動の場合でも柔軟に支給できるよう変更する。  |

2020年度(令和2年度) 予算案 (令和2年3月1日～令和3年2月28日)

第6号議案 2020年度予算(案)

| 勘定科目                                      | 収入                    |            | 金額(円)      | 摘要                | 支出                    |            | 金額(円)                  | 摘要  |
|---|-----------------------|------------|------------|-------------------|-----------------------|------------|------------------------|---|
|   | 項目1                   | 項目2        |            |                   | 項目1                   | 項目2        |                        |   |
| 合計金額                                      | 収入合計金額<br>(前年度繰越金を含む) |            | 66,211,855 |                   | 支出合計金額<br>(次年度繰越金を含む) |            | 66,211,855             |   |
| A<br>さ<br>く<br>ら<br>山<br>王<br>自<br>治<br>会 | 合計<br>(前年度繰越金を含む)     |            | 22,446,655 |                   | 合計<br>(次年度繰越金を含む)     |            | 22,446,655             |   |
|   | 前年度からの繰越金             |            | 17,054,675 | 前年度決算書より          | 銀行手数料                 |            | 10,000                 | 振込手数料   |
|   |                       |            |            |                   | 防犯部                   |            | 75,000                 | 防犯 パトロール等 雑費                                  |
|   |                       |            |            |                   | 防災部                   |            | 120,000                | 防災ニュース、のぼり等                                   |
|   | 受取利息                  |            |            |                   | 各種行事関係                |            | 1,650,000              | 夏祭り費用   |
|   | 自治会費/積立金              |            | 4,512,000  |                   | 環境衛生関係                |            | 130,000                | カラスネット・リヤカー2台等                                |
|   | 正会員                   |            | 4,284,000  | @4200 x 1020戸     | 福祉関係                  |            | 400,000                | 日赤20万 社協20万                                   |
|   | 賛助金                   |            | 228,000    | 賛助会員6件            | 助成金                   |            | 410,000                | 山防会15万、ワンツウクラブ10万、子供会10万、まち協1万、アドバイザー引当金5万    |
|   | 佐倉市補助金                |            | 651,980    |                   | 事務関係費                 |            | 1,558,000              |   |
|   | 公園清掃補助金               |            | 226,280    | 公園緑地課<br>3月、10月入金 | 総会費                   |            | 140,000                | 議案書印刷費用等                                      |
|   | 振興交付金                 |            | 305,700    | 自治人権推進課           | 事務消耗品・備品              |            | 50,000                 | 事務用品消耗品等                                      |
|   | 業務委託料                 |            | 120,000    | 自治人権推進課           | コピー印刷関連               |            | 670,000                | リース料金(年46万)月37,584円(コピー機 PC)印刷機インクマスター・コピー用紙等 |
|   | その他                   |            | 0          |                   | 役員活動助成費               |            | 343,000                | 役員 班長 54名                                     |
|   | 雑収入                   |            | 228,000    |                   | 渉外対外費                 |            | 20,000                 | 愛光祭り賛助金等                                      |
|   | 集会所使用料                |            | 150,000    |                   | 保険・他活動費               |            | 110,000                | 自治会活動保険<br>お祭り保険                              |
|   | 集会所コピー代               |            | 3,000      | コピー代収入            | 慶弔費・交通費               |            | 135,000                |   |
|   | その他                   |            | 75,000     | 自販機手数料            | HP維持管理費               |            | 70,000                 | HP管理費   |
| 小計<br>(前年度繰越金は含まない)                       |                       | 5,391,980  |            | その他               |                       | 20,000     | 雑費                     |   |
|   |                       |            |            | 集会所運営費            |                       | 854,000    |                        |   |
|   |                       |            |            | 水道光熱費             |                       | 680,000    | 電気・水道                  |   |
|   |                       |            |            | 消耗品               |                       | 20,000     | 清掃用具等                  |   |
|   |                       |            |            | 集会所防火管理費          |                       | 24,000     | 定期点検等                  |   |
|   |                       |            |            | AED設置・管理費         |                       | 130,000    | ※4,849円/月及び保守料・WiFi使用料 |   |
|   |                       |            |            | A7 予備費            |                       | 180,000    |                        |   |
|   |                       |            |            | A9 その他            |                       | 4,980      |                        |   |
| 小計(次年度繰越金は含まない)                           |                       | 5,391,980  |            | 小計(次年度繰越金は含まない)   |                       | 5,391,980  |                        |   |
| 次年度への繰越金                                  |                       | 17,054,675 |            | 次年度への繰越金          |                       | 17,054,675 |                        |   |

| 勘定科目  | 収入                      |           | 金額(円)      | 摘要            | 支出                      |           | 金額(円)      | 摘要               |
|---|-------------------------|-----------|------------|---------------|-------------------------|-----------|------------|------------------|
|   | 項目1                     | 項目2       |            |               | 項目1                     | 項目2       |            |                  |
| C<br>防<br>犯<br>カ<br>メ<br>ラ<br>維<br>持<br>管<br>理      | 合計<br>(前年度繰越金を含む)       |           | 9,868,328  |               | 合計<br>(次年度繰越金を含む)       |           | 9,868,328  |                  |
|   | 前年度からの繰越金               |           | 9,868,328  | 前年度決算書より      | 銀行手数料                   |           | 1,000      | 振込手数料            |
|   | 受取利息                    |           |            |               | 防犯カメラ維持費                |           | 240,000    |                  |
|   | 佐倉市補助金                  |           |            |               | 維持管理費                   |           | 175,000    | 定期点検費用等          |
|   | 防犯カメラ設置補助金              |           |            |               | 共架料、電気料                 |           | 65,000     | 電気代51000円、7台分共架料 |
|   | 小計<br>(前年度繰越金は含まない)     |           | 0          |               | 小計<br>(次年度繰越金は含まない)     |           | 241,000    |                  |
| 次年度への繰越金  |                         | 9,627,328 |            | 次年度への繰越金      |                         | 9,627,328 |            |                  |
| D<br>集<br>会<br>所<br>維<br>持<br>管<br>理<br>積<br>立<br>金 | 合計<br>(前年度繰越金を含む)       |           | 27,444,956 |               | 合計<br>(次年度繰越金を含む)       |           | 27,444,956 |                  |
|   | 前年度からの繰越金               |           | 25,608,445 |               | 銀行手数料                   |           | 5,000      | 振込手数料            |
|   | 受取利息                    |           | 511        |               | 集会所設備費用                 |           | 400,000    | 集会所設備等(通信設置費用含む) |
|   | 佐倉市補助金                  |           |            |               | その他                     |           | 230,000    | 集会所備品等           |
|   | 会費/積立金                  |           | 1,836,000  | @1800 x 1020戸 | 小計<br>(次年度繰越金は含まない)     |           | 635,000    |                  |
|   | 小計<br>(前年度繰越金は含まない)     |           | 1,836,511  |               | 次年度への繰越金                |           | 26,809,956 |                  |
| E<br>自<br>主<br>防<br>災<br>関<br>連<br>費                | 合計<br>(前年度繰越金を含む)       |           | 6,451,916  |               | 合計<br>(次年度繰越金を含む)       |           | 6,451,916  |                  |
|   | 前年度からの繰越金               |           | 5,941,916  | 前年度決算書より      | 銀行手数料                   |           | 1,650      | 振込手数料            |
|   | 受取利息                    |           | 511        |               | 消防団第4分団35部              |           | 400,000    |                  |
|   | 自主防災関連費                 |           | 510,000    | @500 x 1020戸  | 防犯防災関係                  |           | 150,000    |                  |
|   | ※自主防災活動費:消防団後援会費を含む     |           |            |               | 自主防災活動費用                |           | 150,000    | 自主防災活動訓練費用等      |
|   | 小計<br>(前年度繰越金は含まない)     |           | 510,000    |               | 小計<br>(次年度繰越金は含まない)     |           | 551,650    |                  |
| 次年度への繰越金  |                         | 5,900,266 |            | 次年度への繰越金      |                         | 5,900,266 |            |                  |
| 合計金額  | 収入合計金額<br>(前年度繰越金は含まない) |           | 7,738,491  |               | 支出合計金額<br>(次年度繰越金は含まない) |           | 6,819,630  |                  |

収入 - 支出 918,861  
次年度繰越金 59,392,225

| 部   | 役職  | 班  | 氏名      | 住所 | 読み仮名       | 部   | 役職  | 班      | 氏名     | 住所        | 読み仮名      |
|-----|-----|----|---------|----|------------|-----|-----|--------|--------|-----------|-----------|
| 一   | 会長  | 23 | 吉田 豊    |    | よしだ ゆたか    | 行事部 | 部長  | 42     | 青野 喬   |           | あおの たかし   |
|     | 副会長 | 27 | 松原 和弘   |    | まつばら かずひろ  |     | 副部長 | 29     | 林 隆幸   |           | はやし たかゆき  |
|     | 副会長 | 50 | 行方 正幸   |    | なめかた まさゆき  |     | 部員  | 1      | 国吉 宏治  |           | くによし こうじ  |
|     | 監事  | 20 | 松本 仁広   |    | まつもと よしひろ  |     | 部員  | 2      | 武井 伸子  |           | たけい のぶこ   |
|     | 監事  | 36 | 水野 康彦   |    | みずの やすひこ   |     | 部員  | 3      | 廻尾 賢治  |           | めぐりお けんじ  |
| 会計部 | 部長  | 51 | 土屋 英行   |    | つちや ひでゆき   |     | 部員  | 18     | 飯島 万成  |           | いいじま かずなり |
|     | 副部長 | 45 | 吉田 清明   |    | よしだ きよあき   |     | 部員  | 19     | 田尻 志津子 |           | たじり しづこ   |
|     | 部員  | 22 | 田尻 正子   |    | たじり まさこ    |     | 部員  | 24     | 西村 利枝子 |           | にしむら りえこ  |
| 防犯部 | 部長  | 63 | 石澤 孝明   |    | いしざわ たかあき  |     | 部員  | 31     | 宮良 登起江 |           | みやら ときえ   |
|     | 副部長 | 21 | 宮内 義博   |    | みやうち よしひろ  |     | 部員  | 37     | 齋藤 史織  |           | さいとう しおり  |
|     | 部員  | 6  | 阿子島 隆   |    | あこじま たかし   | 部員  | 41  | 高橋 久美  |        | たかはし くみ   |           |
|     | 部員  | 28 | 伊藤 勉    |    | いとう つとむ    | 部員  | 55  | 山崎 浩子  |        | やまざき ひろこ  |           |
|     | 部員  | 46 | 鈴木 茂    |    | すずき しげる    | 部員  | 56  | 長谷川 和広 |        | はせがわ かずひろ |           |
|     | 部員  | 60 | 乾 保利    |    | いぬい やすとし   | 福祉部 | 部長  | 14     | 鈴木 寛博  |           | すずき ともひろ  |
| 防災部 | 部長  | 40 | 阿部 弘道   |    | あべ ひろみち    |     | 副部長 | 32     | 中濱 俊和  |           | なかはま としかず |
|     | 副部長 | 26 | 宇佐美 あずさ |    | うさみ あずさ    |     | 部員  | 5      | 笹原 輝良  |           | ささはら てるよし |
|     | 部員  | 13 | 塩澤 紀子   |    | しおざわ みちこ   |     | 部員  | 43     | 西田 美子  |           | にしだ みこ    |
|     | 部員  | 49 | 藤原 豊    |    | ふじわら ゆたか   | 施設部 | 部長  | 39     | 張間 典一  |           | はりま のりかず  |
| 環境部 | 部長  | 10 | 村上 良悦   |    | むらかみ りょうえつ |     | 副部長 | 9      | 友塚 浩康  |           | ともつか ひろやす |
|     | 副部長 | 34 | 内藤 均    |    | ないとう ひとし   |     | 部員  | 4      | 井出 智子  |           | いで ともこ    |
|     | 部員  | 11 | 鍛冶 亜矢子  |    | かじ あやこ     |     | 部員  | 58     | 金田 治子  |           | かねだ はるこ   |
|     | 部員  | 15 | 石崎 政泰   |    | いしざき まさやす  | 部員  | 62  | 長谷川 茂男 |        | はせがわ しげお  |           |
|     | 部員  | 17 | 遠藤 知子   |    | えんどう ともこ   | 総務部 | 部長  | 44     | 菅野 芳樹  |           | かんの よしき   |
|     | 部員  | 25 | 百瀬 文夫   |    | ももせ ふみお    |     | 副部長 | 52     | 山本 明   |           | やまもと あきら  |
|     | 部員  | 38 | 佐久間 恭子  |    | さくま きゆうこ   |     | 副部長 | 53     | 猿山 俊夫  |           | さるやま としお  |
|     | 部員  | 48 | 相葉 育男   |    | あいば いくお    |     | 部員  | 7      | 成田 文義  |           | なりた ふみよし  |
|     |     |    |         |    | 部員         |     | 8   | 河合 友子  |        | かわい ともこ   |           |
|     |     |    |         |    | 部員         |     | 30  | 村松 紀子  |        | むらまつ のりこ  |           |

資料① 2020年度 自治会 班長会・役員会開催予定日  
 諸事情で変更となる場合があります。

| 会議   | 月   | 日(曜日)  | 役員会         | 班長会         | 備考    |
|------|-----|--------|-------------|-------------|-------|
| 第1回  | 4月  | 18日(土) | 13:00~15:00 | 15:30~17:00 |       |
| 第2回  | 5月  | 16日(土) | 13:00~15:00 | 15:30~17:00 |       |
| 第3回  | 6月  | 20日(土) | 13:00~15:00 | 15:30~17:00 |       |
| 臨時   | 7月  | 11日(土) | 未定          | 未定          | 夏祭り関連 |
| 第4回  | 7月  | 18日(土) | 13:00~15:00 | 15:30~17:00 |       |
| 第5回  | 8月  | 15日(土) | 13:00~15:00 | 15:30~17:00 |       |
| 第6回  | 9月  | 19日(土) | 13:00~15:00 | 15:30~17:00 |       |
| 第7回  | 10月 | 17日(土) | 13:00~15:00 | 15:30~17:00 |       |
| 第8回  | 11月 | 21日(土) | 13:00~15:00 | 15:30~17:00 |       |
| 第9回  | 12月 | 19日(土) | 13:00~15:00 | 15:30~17:00 |       |
| 第10回 | 1月  | 16日(土) | 13:00~15:00 | 15:30~17:00 |       |
| 第11回 | 2月  | 20日(土) | 13:00~15:00 | 15:30~17:00 |       |
| 第12回 | 3月  | 20日(土) | 13:00~15:00 | 15:30~17:00 |       |
| 定時総会 | 4月  | 未定     |             |             |       |

## 資料② 集会所改修の実施報告

**集会所改修の実施報告**

2019年4月～9月にかけての集会所改修の実施経過を報告する。

- 4月15日 新星建設と集会所改修の契約締結 改修期間 4/15～9/15  
 16日 新星建設に改修工事手付代金支払い 9,322,000円  
 20日 集会所改修担当タスクチーム(2018年度役員5名 2019年度役員5名)結成。  
 第1回役員会、班長会で承認。  
 22日 集会所改修工事開始。
- 5月1日 集会所の屋根雨漏り発見、タスクチームで緊急立会い実施。対策会議要請。  
 6日 タスクチーム緊急対策会議にて 屋根葺き替え、雨樋交換、壁面塗装の追加工事決定。  
 見積りを依頼。  
 16日 追加工事の見積り検討、仕様を決定。  
 18日 第2回役員会、班長会に報告承認。追加工事発注する。  
 25日 タスクチームによる第1回集会所立会い実施。
- 6月15日 タスクチームによる第2回集会所立会い実施。  
 29日 タスクチームによる第3回集会所立会い実施。
- 7月1日 新星建設に中間代金支払い 10,000,000円  
 4日 集会所改修の締結契約内容と実行内容の確認検証実施。  
 6日 集会所改修タスクチームと施設部で、集会所備品什器決定会議を実施。  
 発注をカグクロ(株)に決定。机 1800×20 台、1500×8 台、椅子

136脚発注決定。

- 13日 役員会・班長会にて備品什器の発注承認。集会所改修の竣工セレモニー実施決議。  
 14日 集会所の備品什器(机・椅子)、カグクロ(株)に注文書送付。  
 17日 集会所の備品什器(机・椅子)、カグクロ(株)に代金支払い 1,512,000円。
- 8月4日 タスクチームによる第4回集会所立会い実施。  
 22日 新星建設および人工芝施設業者との現場の整地状況確認打合せ。  
 26日 新星建設に3回目代金支払い 8,278,000円。  
 28日 集会所改修における市役所自治人權課の検証実施。  
 31日 タスクチームによる第5回集会所立会い実施。
- 9月5日 カグクロ(株)から備品什器の受け入れ立会。  
 17日 人工芝張り立会い完成確認。集会所の改修工事完了。  
 新星建設から集会所改修の最終支払請求書受取り。  
 19日 集会所改修の最終支払代金を支払い 4,900,000円。  
 新星建設への集会所改修代金支払いは全額で 32,500,000円。  
 22日 集会所改修竣工セレモニー実施。  
 24日 市役所自治人權課より山王自治会へ入金確認 10,000,000円。  
 29日 集会所内覧会実施
- 10月1日 改修後の集会所オープン

## 資料③ 集会所改修関連に伴う総費用の推移

## 集会所改修関連に伴う総費用の推移

20191116  
集会所改修タスクチーム  
(費用は税込み)

| 科目                   | 費用          |   |   |   | 追加工事発生分   | 支払い計   |
|----------------------|-------------|---|---|---|---|--|
|                      | 2018/9/15計画 | 2019/4/15契約   | 改修の実行(仕様変更等)                            |   |   |  |
| <b>集会所本体工事</b>       |             |   |   |   | ⑱⑳雨漏れ対策 屋根葺き替え<br>足場設置にともない、併せて<br>雨樋交換、外壁塗装実施              | <b>追加工事内訳</b><br>足場 373,680<br>屋根吹替え 1,778,641<br>雨樋交換 233,712<br>外壁塗装 722,520<br><b>計 3,108,553</b> |
| 2018年9月15日会議<br>本契約時 | 22,020,000  |   |   |   |   |  |
| 追加工事                 |             | 22,655,180  | 22,404,350                              |   |   |  |
|                      | 値引き後        | <b>【22,653,248】</b>                                     | <b>【22,402,418】</b>                     | <b>3,108,553</b>                        |   |  |
| <b>外構工事費用</b>        |             |   |   |   | ・⑬街路灯1本残し塗装する<br>・⑯駐輪場スペースとして、<br>正面玄関右側舗装、白線引き<br>・⑰人工芝看板等 | <b>追加工事内訳</b><br>街路灯塗装 39,960<br>駐輪場整備 199,260<br>人工芝看板 74,196<br><b>計 313,416</b>                   |
| 2018年9月15日会議<br>本契約時 | 5,580,000   |   |   |   |   |  |
| 追加工事                 |             | 6,024,964   | 6,024,964                               |   |   |  |
|                      |             |   |   | <b>313,416</b>                          |   |  |
| <b>物置</b>            |             |   |   |   |   |  |
| 2018年9月15日会議<br>本契約時 | 212,652     | ⑩   | ⑩                                       |   |   |  |
| 追加工事                 |             | 212,652   | 212,652                                 |   |   |  |
| <b>簡易ハウス</b>         |             |   |   |   | ⑯レンタル4日超過 2棟  | <b>追加発生分</b><br>仮設2棟使用超過<br>4日分 6,912  |
| 2018年9月15日会議<br>本契約時 | 200,880     | ⑯簡易ハウス1棟<br>増設  | ⑯                                       |   |   |  |
| 追加工事                 |             | 431,136   | 431,136                                 |   |   |  |
|                      |             |   |   | <b>6,912</b>                            |   |  |
| <b>支払い代金</b>         |             |   |   |   |   |  |
|                      | 28,013,532  | 端数値引き<br>29,323,932<br><b>29,322,000</b><br>(値引き 1,932) | 改修の実行計<br><b>29,071,170</b><br>250,830減 | 追加工事計<br><b>3,428,881</b><br>3,428,881増 | 集会所改修代金<br><b>32,500,000</b><br>51円値引き<br>3,178,000増        | <b>新築建設への支払</b>  |
| <b>備品什器</b>          |             |   |   |   |   |  |
| 2018年9月15日会議<br>本契約時 | 2,085,000   | <b>2,085,000</b>  | <b>1,662,230</b><br>422,770減            |   | 備品什器代金<br><b>1,662,230</b><br>422,770減                      | 4月16日 9,322,000<br>7月1日 10,000,000<br>8月26日 8,278,000<br>9月19日 4,900,000                             |
|                      |             |   |   | 振込手数料                                   | <b>4,320</b>  | <b>合計 32,500,000</b>   |
|                      |             |   |   | <b>総費用</b>                              | <b>34,166,550</b>   |  |

## 資料④災害対策本部立ち上げについての報告

**台風 19 号の防災対策会議までの経緯とその結果**

20191013

さくら山王自治会 防災対策本部

- 10/9 (水)** 10:06 ・台風予報に基づき、会長が自治会 3 役・防災部長にメールで指示  
 ・無線機の配布、緊急連絡網による班長連絡、災害本部立ち上げの時期、要支援者の援助  
 16:19 ・総務部が「班長の皆さまへ」のシート作成
- 10/10 (木)** 10:00 ・集会所で 3 役会議  
 ・防災部長、自主防災事務局と電話のやり取り  
 10/11(金) 18:00 から集会所で防災対策会議を行なうことを決定  
 11:58 ・自主防災事務局から「自主防災会議」の臨時会議の発信  
 ・自治会 3 役、防災部長、広報部長、防災部員、自主防災委員宛  
 10/11(金) 18:00 から集会所にて防災対策会議の実施をメールで発信  
 21:54 ・総務部より、「台風 19 号対策のお知らせ」「要支援の届け出をしている方へ」「台風 19 号被害状況報告書」のシートを会長が受ける
- 10/11 (金)** 9:24 ・総務部より班長に 10/11(金) 18:00 から集会所に防災対策本部の立ち上げをメールで発信  
 各部長に各班長に届けるシートを代表として 18:00-19:00 に集会所に取りに来る様にメールで発信  
 3 役、自治会各部長、自主防災事務局宛て  
 11:15 ・総務部より市役所からの「台風 19 号に係る市内避難所開設情報」のメール発信を受ける  
 18:00 ・台風 19 号の防災対策会議実施  
**201912 付け 「台風 19 号防災対策会議」議事録参照**  
 3 役、防災部長、広報部長、自主防災事務局で LINE のグループ作成  
 3 役、防災部長、自主防災事務局にトランシーバー貸与 (停電、携帯電話不通時の予備)

- 10/12 (土)** 10:00 ・各班長による各戸に個別訪問して連絡  
 山王小、根郷中の避難所開設のお知らせ、要支援者への手紙の届け  
**台風 19 号の襲来**  
 ・3 役、防災部長、広報部長、自主防災事務局は LINE で情報共有
- 10/13 (日)** 8:00 ・台風 19 号の結果フォロー、反省会、今後に向けての会議  
 -15:00 ・3 役、防災部長、広報部長、自主防災委員長、事務局長が主体  
**201913 付け 「台風 19 号防災対策会議」議事録参照**  
 15:00 ・災害対策本部の解散

## 班長宛緊急連絡

班長の皆さまへ

令和元年 10 月 11 日

さくら山王自治会 自主防災組織本部

台風 19 号通過に備え、山王自治会では下記の通り災害への対策を行います。  
班長の皆さまのご協力が不可欠となります。よろしくお願い致します。  
先ずは、班長さん自身とご家族、家屋や道路の安全を確認し、雨風など危険な状態がおさまってから行動をして下さい。また、班内の住民の方にも注意の喚起をお願いします。  
災害対策本部は山王集会所に設置します。

1. 台風通過前にこのお知らせとともに会員・非会員の被害状況報告書、更に避難行動要支援者に登録されている方がいる班には、要支援者へのお知らせを入れた封筒をお渡しします。  
また、被害状況報告書については、台風が通過し安全な状態と判断できたら被害を確認、記入の上 9/13(日)13:00～17:00、9/14(祝日)9:00～12:00 までに災害対策本部がある集会所までお持ち下さい。
2. 佐倉市が避難勧告を発令した際は、1 丁目の皆さんは山王小学校、2 丁目の皆さんは根郷中学校が避難場所になります。それぞれ誘導をお願いします。
3. 緊急で連絡を取る場合、停電で電話・携帯が使用できない場合は、トランシーバーを使用し情報の伝達を行いますので、下記の方々の自宅まで身の安全をはかり出来る範囲で情報を伝えて下さい。(住所、電話番号は個人情報につき取り扱いにご注意下さい)
  - ・ 1 丁目…19 班：副会長 今宮、 080- [REDACTED]
  - 8 班：総務部長 金高、 090- [REDACTED]
  - 災害対策本部(集会所)：防犯防災部長 志賀、 090-[REDACTED]
  - ・ 2 丁目…30 班：会長 加藤、 090-[REDACTED]
  - 48 班：副会長 柴田、 090-[REDACTED]
  - 58 班：自主防災委員会事務局長 折茂、 090-[REDACTED]
4. 班長さんが被災した場合、班長さんが山王にいない場合、班長としての対応が取れない場合は副班長さんに連絡するかまたは自治会長へ連絡下さい。
5. 班の中に佐倉市役所危機管理室に要支援者名簿の提出している方がいる場合、要支援の方宛に自治会の対応についての説明文を封筒に入れて要支援者名を記名し配布しますので配布とお声かけをお願いします。

以上、緊急のお知らせです。よろしくお願い致します。

## LINE の活用 (山王防災)

11:48

山王防災 (9)

さったので以下志賀さんの  
の存じない情報共有しま  
す。

折茂さんより↓  
【情報共有】  
以下、「小津防災委員長」  
からの情報です。  
■避難所の避難者受入状  
況(AM 7:00現在)  
○山王小…無し  
○根郷中…計2名(大篠塚  
の住民)  
■ローソン  
「停電」が無い限り営業す  
るとのこと(店長より)  
■(社)愛光  
取りあえず「要支援者」の  
受入準備は出来ていると  
のこと。  
(防災委員/中田氏より)

9:20

豆柴あん

加藤会長より↓

先程、避難所を回ってき  
ました。職員の方に伺っ  
てきました。畳敷のフロ  
アで、毛布の手当てが  
有るだけでとのこと

+

📷

📎

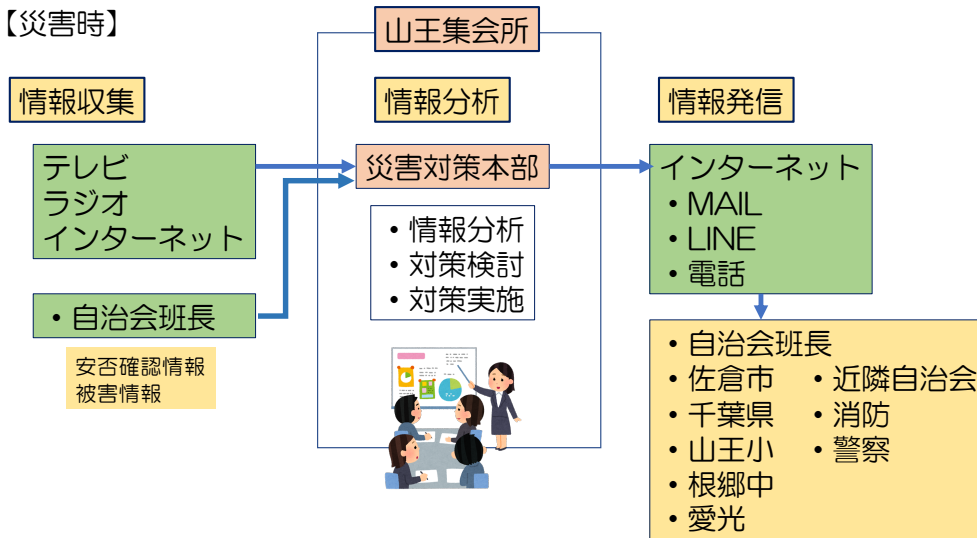
Aa

😊

🗣️

## 資料⑤ 集会所情報インフラの整備

【災害時】

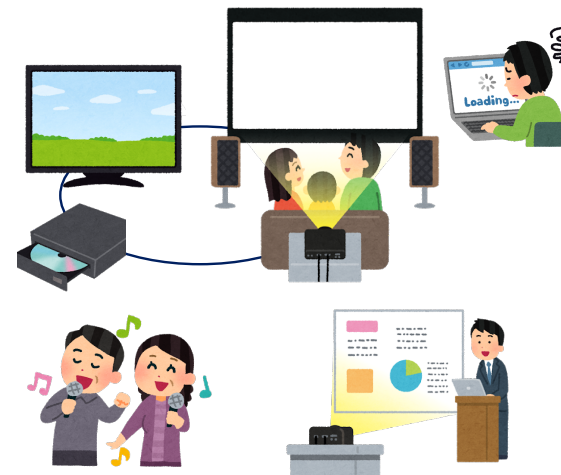


集会所を防災本部として機能させるため  
情報収集・発信のインフラを整備

班長向け緊急連絡網は電話・メール・  
班長用ホームページで対応

【平常時】

平常時は集会所利用者向けの  
利便性を向上



【より便利な集会所へ】

- テレビの視聴
  - ・プロジェクターに接続し大型スクリーンへ投影も可能
- ブルーレイ、DVDなどのメディアを再生
- インターネットカラオケの利用
- インターネット動画視聴
- PC、スマホ教室の開催
- インターネットでの調べ物
- 班長向けホームページによる情報共有

プロジェクターやスピーカーを接続しての  
利用はイベント開催時に限定されます。  
インターネットカラオケなど有料サービスの利用  
方法は今後の検討課題となります。  
(2020年3月9日現在)